

入 札 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年（2026 年） 7 月 2 1 日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 業 務 名 令和 8 年度道路台帳更新業務
2. 業務場所 下関市内一円
3. 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで
4. 業務内容 道路台帳更新業務
(詳細別添仕様書のとおり)
5. 入札条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) この告示の日から入札日までの間において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - (3) 下関市建設工事等競争入札有資格者名簿における大分類「建設コンサルタント」のうち、小分類「道路」に登録があること。
 - (4) 道路台帳更新業務において、国又は地方公共団体と次に示す業務実績を有し、引き渡した実績があること。
 - (ア) 国土地理院の定める数値地形フォーマットでの業務 実績を有していること。
 - (イ) 国土地理院への公共測量の届出のある業務実績を有していること。
 - (5) 下関市内に本店又は契約締結権のある営業所等があること。
 - (6) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。
6. 申請方法
「入札参加資格確認申請書」（様式 1）に次に示す書類を添付し、下関市建設部道路河川管理課用地係（〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号）に持参又は郵送（提出期限までに必着のこと）すること。

添付書類

- ・ 入札条件（4）の内容が確認できる書類

7. 申請書提出期限

申請書の提出期限は、令和8年7月28日（火）午後5時までとする。

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、又は受付期限を経過した場合は受理しない。

8. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書（様式2）により令和8年7月29日（水）までに通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9. 契約条項を示す日時及び場所

（1）日 時 令和8年7月21日（火）から令和8年8月4日（火）
午前10時まで

（2）備付場所 下関市建設部道路河川管理課及び下関市ホームページ

10. 質問の方法

（1）本業務に関する質問は、下関市建設部道路河川管理課にファクシミリにて提出すること。

（FAX番号）083—231—1937

（2）質問の期限は、令和8年7月27日（月）午後4時までとする。

（3）質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみにファクシミリにより回答する。

11. 入札方法

（1）持参によること。郵便による入札は認めない。

（2）入札において使用する入札書は、別添様式（様式3）を使用すること。

（3）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）代理人をして入札させるときは、委任状（様式4）を提出すること。

（5）入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1名までとする。

12. 入札日時等

（1）入札日時 令和8年8月4日（火）午前10時00分

（2）入札場所 下関市役所東棟2階 211会議室

13. 入札保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、入札参加資格確認通知書（様式2）と併せて通知する。

14. 契約保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、落札者に対して別途通知する。

15. その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められる者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市建設部道路河川管理課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のないもの及び虚偽の申請を行った者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札者が明確でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - ウ 金額を訂正した入札書によるもの。
 - エ 委任状を持参しない代理人のしたもの。
 - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - カ 入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。
 - キ 入札書に記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用したもの。
- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。
- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。
- (9) この入札において得た入札参加資格は、この告示に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

以上